



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。



自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
広島県	「ひろしまの森に木づかう家」融資制度	施工が県産材住宅を新築、改築又は増築するため、住宅ローンを利用した場合、民間金融機関から通常よりも低利な融資制度が受けられる。	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/1245145721922.html	農林水産局林業課	082-513-3688
広島市	広島市住宅耐震診断補助制度(戸建木造住宅)	戸建木造住宅に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6313.html	都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
広島市	広島市住宅耐震診断補助制度(分譲マンション)	分譲マンションに対し、耐震診断に要する費用の一部を補助。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6313.html	都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
広島市	広島市住宅耐震改修補助制度	戸建木造住宅に対し、耐震改修、現地建替え、非現地建替え、除却に要する費用の一部を補助。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6326.html	都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
広島市	広島市住まいのアドバイザー派遣制度	住宅のリフォームを検討する際に、中立的な立場の専門家「住まいのアドバイザー」を現地に派遣し、居住ニーズや生活スタイルの変化、身体状況等に応じた適切なアドバイスを行う制度。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/jyuuutaku/6311.html	都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
広島市	高齢者等住宅改修費補助	高齢者等の日常生活の利便性の向上を図るため、住宅のバリアフリー化のための費用を補助。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/5914.html	健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	市役所 082-504-2363 中区 082-504-2570 東区 082-568-7730 南区 082-250-4107 西区 082-294-6218 安佐南区 082-831-4941 安佐北区 082-819-0585 安芸区 082-821-2808 佐伯区 082-943-9729
広島市	障害者住宅改修費補助	障害者が居住する住宅を改造するために必要な費用の一部を補助する制度。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/18554.html	健康福祉局 障害福祉部 障害自立支援課	市役所 082-504-2148 中区 082-504-2588 東区 082-568-7734 南区 082-250-4132 西区 082-294-6346 安佐南区 082-831-4946 安佐北区 082-819-0608 安芸区 082-821-2816 佐伯区 082-943-9769
広島市	広島市耐震シェルター等設置補助	高齢者等が居住する戸建木造住宅に、耐震シェルター又は防災ベッドを設置する費用の1/2かつ12万5千円を限度に助成。また、合わせて感震ブレイカーを設置する場合に、設置費用の1/2かつ4万円を限度に助成。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6350.html	都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
広島市	住宅団地における住替え促進事業(広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助)	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費用の一部を補助。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6347.html	都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
広島市	住宅団地における住替え促進事業(広島市子育て世帯住替え促進家賃補助)	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の入居者に対して家賃の一部を補助。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6347.html	都市整備局住宅部住宅政策課	082-504-2292
広島市	“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助(空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり)	町内会・自治会又は地区社会福祉協議会等が空き家等を活用して地域住民の交流の場となる拠点を創る場合に、リフォーム費用、家財道具処分費用、備品購入費用を50万円を限度に助成。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/14/118713.html	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課	082-504-2125
広島市	空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度	町内会・自治会又は地区社会福祉協議会が空き家等を活動・交流の場として活用している場合に活動・交流拠点を認定し、次の支援を行う。 ①活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 ②認定を受けた空き家の家屋・土地の翌年度の固定資産税及び都市計画税を減免(全額)	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/14/7190.html	企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課	082-504-2125
広島市	広島市民間ブロック塀等撤去補助制度	地震時におけるブロック塀等の倒壊等による被害を防止し、市民の安全を守るため、危険な民間ブロック塀等(*)の撤去費用の一部を補助する制度。 *道路に面し、道路面から高さ1メートル以上のブロック塀等で危険性を有するもの	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/140/531.html	都市整備局指導部 建築指導課	082-504-2288
広島市	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度【分析調査】	民間建築物に露出して吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を防止し、市民の生命及び健康の保護を図るため、同建築物の所有者等が実施する分析調査(※)に要する経費を補助する制度。 *建築物1棟につき対象経費の全額、ただし25万円を限度として補助	https://www.city.hiroshima.lg.jp/life/3/46/319/	都市整備局指導部 建築指導課	082-504-2288



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。



自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
広島市	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度【除去等工事】	民間建築物に露出して吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を防止し、市民の生命及び健康の保護を図るため、同建築物の所有者等が実施する除去等工事（※）に要する経費を補助する制度。 * 建築物1棟につき100万円を限度に対象経費の1/2以内を補助	https://www.city.hiroshima.lg.jp/life/3/46/319/	都市整備局 指導部 建築指導課	082-504-2288
広島市	広島市がけ地近接等危険住宅移転補助事業	土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費又は購入費（借入金利子相当額）を補助する制度。 ※危険住宅の除却等に要する費用（上限97万5千円）、移転先住宅の建設、購入及び改修をするために金融機関等から借入れた場合に、その借入金の利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額（特殊土地帯等：上限731万8千円）、（一般地域：上限421万円）	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/140/536.html	都市整備局 指導部 建築指導課	082-504-2288
広島市	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業	土砂災害特別警戒区域に建てられている住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となるよう改修する工事を補助する	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/140/489.html	都市整備局 指導部 建築指導課	082-504-2288
広島市	広島市老朽危険空家等除去補助制度	空家の倒壊等による危険から市民の安全を確保するため、老朽化等により倒壊のおそれがあるなどの危険性を有する空家等の除却を行う所有者に対し、補助する制度。 ※工事費用の額に3分の1を乗じて得た額と対象となる危険空家等が木造の場合は2万7000円、非木造の場合は3万9000円に延べ面積を乗じた額に10分の8を乗じた額のいずれか低い額（上限50万円）を補助する制度。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/140/298165.html	都市整備局 指導部 建築指導課	082-504-2288
広島市	広島市家庭用スマートエネルギー設備（家庭用燃料電池、家庭用蓄電池）設置補助金	家庭からの温室効果ガス排出削減を図るため、住宅に家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池の設置等を行う個人に対して補助金を交付する。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/13794.html	環境局 温暖化対策課	082-504-2185
広島市	広島市止水板設置補助制度	市街化区域のうち、過去に浸水被害が発生した場所、又は浸水被害が発生するおそれがある場所の建物に、止水板を設置する際に要する費用の1/2（上限50万円）を補助する制度。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/137012.html	下水道局 施設部 計画調整課	082-504-2413
広島市	住宅の防災推進事業	地震により倒壊の危険性があると判断された住宅等の基礎となる擁壁に対し、所有者等による耐震改修を目的とした対策工事を行うために、必要となる費用の一部を補助する。	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/158/273597.html	下水道局 河川防災課	082-504-2377
広島市	住宅の減災推進事業	崖崩れの発生が予想される崖や崖崩れが発生し二次災害のおそれがある崖に対し、所有者等による被害の軽減を目的とした対策工事を行うために、必要となる費用の一部を補助する	https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/158/273642.html	下水道局 河川防災課	082-504-2377
呉市	中国労働金庫融資（呉市提携融資制度）	呉市内在住又は勤務する者に対する融資制度。申込み及び融資の決定は、中国労働金庫呉支店で行う。	https://www.chugoku-rokin.or.jp/keirin/seikaisu_loan/taikai_top.php	産業部 商工振興課	0823-25-3814
呉市	木造住宅耐震診断事業	一部の経費を除き市が負担する。 要件：併用住宅は住居部分が過半のものに限る。	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/22/	都市部 建築指導課	0823-25-3513
呉市	木造住宅耐震改修助成事業	耐震改修に係る費用の23.0%（上限30万円）を補助。 要件：国庫補助対象となる住宅であり、自己所有・自己居住に限る。	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/22/	都市部 建築指導課	0823-25-3513
呉市	木造住宅耐震化啓発事業	木造住宅に関する耐震セミナー	http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/22/	都市部 建築指導課	0823-25-3513
呉市	呉市移住希望者住宅取得支援事業	Uターン等の促進と増加する中古住宅の流通促進のため、市外からの移住者が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を補助。 基本額：50万円 加算：子育て世帯30万円、親世帯との近居10万円、居住誘導区域内・鳥しよ部10万円	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/zyuutakusyutokusien.html	都市部 住宅政策課	0823-25-3394
呉市	呉市新婚・子育て世帯定住支援事業	市内定住の促進と中古住宅の流通促進のため、新婚世帯又は子育て世帯が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を補助。 基本額：30万円 加算：親世帯との近居10万円、居住誘導区域内10万円	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/koopodetentainobitokusyutokusienjyou.html	都市部 住宅政策課	0823-25-3394



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
呉市	呉市新築・子育て世帯まちなか定住促進事業	新婚世帯又は子育て世帯の安全で利便性の高いまちなか定住の促進のため、新婚世帯又は子育て世帯が高い省エネ性能を有する新築住宅や中古集合住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を補助。 移住希望者の場合…50万円 市内在住者の場合…30万円	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/matina#ateizusokusin.html	都市部住宅政策課	0823-25-3394
呉市	呉市空き家財道具等処分支援事業	空き家の利活用の促進を図るため、市内の空き家内の家財道具等を処分し、呉市空き家バンクに登録又は宅地建物取引業者と媒介契約を締結する場合に、運搬費・処分費を補助。 補助率：1/2	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/48/akiyabazaidougyusobun.html	都市部住宅政策課	0823-25-3394
呉市	呉市危険建物除却促進事業	呉市内に存する空き家で危険建物と認定された建物の所有者等が危険建物の解体をする場合に助成。 ただし、呉市に本店等を有し、建築工事業若しくは土木工事業、解体工事業の許可を有する業者又は解体工事業の届出を提出している解体業者に依頼する場合に限る。	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/index1.html	都市部建築指導課	0823-25-3515
呉市	母子父子寡婦福祉資金貸付(住宅資金)制度	母子、父子、寡婦の居住かつ所有する住宅の改築又は購入する場合、資金の貸付けを行う。	http://www.kure-kosodate.com/service/369.html	福祉保健部子育て支援課	0823-25-3297
呉市	心身障害者地域生活支援事業(居宅生活動作補助用具)	障害者・児・難病患者等の移動等を円滑に用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの一部を給付する。(新築は対象外) <対象者> 下肢若しくは体幹障害又は脳原性移動機能障害3級以上の障害者・児 下肢又は体幹機能障害を有する難病患者等	https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/56/gyougai1106-1400.html	福祉保健部障害福祉課	0823-25-3135
竹原市	重度障害者等日常生活用具等給付事業	居宅生活動作補助用具(障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの)を、基準額の範囲内で自己負担額原則1割として支給するもの。対象となるのは下肢、体幹機能又は運動機能に障害のある障害者・者又は難病患者等。(等級等によっては該当しない場合がある。)	https://www.city.takehara.lg.jp/soshiki/arasagu/toshiseibika/gyomuannai/4/3/haasu/289.html	健康福祉課	0846-22-7743
竹原市	竹原市提携融資制度	竹原市内に居住する勤労者等に対して、勤労者の生活の安定と福祉の増進を図る。竹原市提携融資制度は、竹原市内に勤務または居住している勤労者等が対象。資金使途は、住宅費、教育費、冠婚葬祭費、介護器具購入費等。	https://www.city.takehara.lg.jp/shiseito_sangou/kyouei_chiyou/kyuoyou/3862.html	産業振興課	0846-22-7745
竹原市	竹原市木造住宅耐震診断補助制度	市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅についての耐震診断に対して補助を交付する。	https://www.city.takehara.lg.jp/soshiki/arasagu/toshiseibika/gyomuannai/3/2/1715.html	都市整備課	0846-22-7749
竹原市	竹原市住宅耐震化促進支援事業	市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅についての耐震化に対して補助を交付する。	https://www.city.takehara.lg.jp/soshiki/arasagu/toshiseibika/gyomuannai/3/2/5578.html	都市整備課	0846-22-7749
竹原市	竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業	単独処理浄化槽及び汲み取りを合併浄化槽に設置替えする人に補助金を交付。	https://www.city.takehara.lg.jp/soshiki/arasagu/shiminka/gyomuannai/6/zyoukasou/1936.html	市民課	0846-22-2279
竹原市	竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業	老朽化して倒壊や一部崩落のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、市民の安心・安全な住環境の形成を図るため、市内に所在する特定空家等及び不良空き家の解体工事に要する経費の一部を予算の範囲内において補助する。	https://www.city.takehara.lg.jp/soshiki/arasagu/toshiseibika/gyomuannai/2/1/1784.html	都市整備課	0846-22-7749
竹原市	竹原市空き家改修移住・定住支援事業	市内に所在する空き家の有効活用を図ることに伴い、本市への移住・定住を促進するとともに、空き家の発生を予防するため、移住・定住者が空き家を購入し、居住のために改修工事に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付する。	https://www.city.takehara.lg.jp/soshiki/arasagu/toshiseibika/gyomuannai/2/1/1786.html	都市整備課	0846-22-7749
竹原市	竹原市空き家財道具等処分支援事業	市内に所在する積極的な利活用により、空き家の増加を抑制し、空き家の流通を促すため、市内の空き家内の家財道具等を処分し、竹原市空き家バンクに登録又は宅地建物取引業者と媒介契約を締結する所有者等に対し家財道具等処分に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付する。	https://www.city.takehara.lg.jp/soshiki/arasagu/toshiseibika/gyomuannai/2/1/1785.html	都市整備課	0846-22-7749
三原市	木造住宅耐震診断事業	木造戸建住宅に対し、耐震診断を市が実施する。申込者の負担金は1万円。	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/34/sidou3.html	都市部建築指導課	0848-67-6122
三原市	木造住宅耐震改修補助事業	耐震改修に係る費用の23.0%(全体改修:上限60万円、一部改修:上限40万円、耐震シェルター設置:上限20万円上限)を補助する。要件:国庫補助対象となる住宅に限る。	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/34/sidou3.html	都市部建築指導課	0848-67-6122



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
三原市	小型合併浄化槽設置整備事業補助金交付制度	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、小型浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/18/iyokasouchi.html	生活環境部 生活環境課	0848-67-6168
三原市	三原市脱炭素社会推進補助事業	市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、二酸化炭素排出量の削減効果が期待されるシステム（エネファーム、蓄電池）の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/18/121830.html	生活環境部 生活環境課	0848-67-6194
三原市	三原市老朽危険空き家除却事業補助金交付制度	市内の老朽危険空き家（判定票において、評点の合計が150以上であるもの）の除却を行う所有者等に対して、予算の範囲内で、除却にかかる経費の一部を補助する。	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/54/jokuyakuhojo.html	都市部 建築課	0848-67-6187
三原市	三原市空き家改修等支援事業補助金交付制度	三原市空き家バンク登録物件の所有者に対して家財整理費の一部を、登録物件を利用した市外からの移住者に対して改修費の一部を、予算の範囲内で補助する。	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/21/akiyahajyo.html	経営企画部 地域企画課	0848-67-6011
三原市	三原市学生市内居住促進補助金交付制度	三原市学生向けシェアハウス設置補助金の交付を受けて設置・運営されているシェアハウスに市外から転入して入居する学生に対し、地域活動への参加を条件に、予算の範囲内で家賃の一部を補助する。		経営企画部 地域企画課	0848-67-6011
三原市	三原市ファーストマイホーム応援事業補助金交付制度	市内において新たに住宅を取得する若年層（40歳未満の夫婦及び子育て）世帯に対し、予算の範囲内で、住宅取得に係る経費の一部を補助する（空き家バンクの物件を取得する世帯も対象）。	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/21/fast-myhome.html	経営企画部 地域企画課	0848-67-6011
三原市	三原市結婚新生活支援事業補助金交付制度	三原市の新婚世帯に対し、市内の住宅の取得費用・賃借費用・引越費用の一部を予算の範囲内で補助する。	https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/21/120777.html	経営企画部 地域企画課	0848-67-6011
尾道市	木造住宅耐震診断費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅等に対し、耐震診断に係る費用の2/3を助成する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/1887.html	建設部 建築課	0848-38-9245
尾道市	木造住宅耐震改修費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅等に対し、耐震改修工事に係る費用の23%を助成する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/1887.html	建設部 建築課	0848-38-9245
尾道市	住宅耐震化促進支援事業（耐震改修・現地建替）	補助対象区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅等に対し、耐震改修工事又は現地建替に係る費用の80%を助成する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/39732.html	建設部 建築課	0848-38-9245
尾道市	住宅耐震化促進支援事業（非現地建替・除却）	昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅等を除却し、市が定めた補助対象区域内に住宅を建て替える工事及び市内にある耐震性を有する住宅に移転する工事に対し、除却に係る費用の23%を助成する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/39732.html	建設部 建築課	0848-38-9245
尾道市	ブロック塀等の安全確保事業	道路に面する高さ0.6メートル以上の倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/31967.html	建設部 建築課	0848-38-9245
尾道市	木造住宅耐震シェルター設置費補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅等に対し、耐震シェルター等を設置する工事に係る費用の1/2を助成する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/1887.html	建設部 建築課	0848-38-9245
尾道市	建築物土砂災害対策改修促進事業	がけ崩れや土石流などの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域に指定された日以前に建っている建築物の土砂災害対策改修費用の一部を補助する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/36/1892.html	建設部 建築課	0848-38-9245
尾道市	小型浄化槽設置整備補助事業	小型浄化槽を設置する人に補助金を交付。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/34/51992.html	上下水道局 下水道課	0848-29-6250
尾道市	重度障害児・者住宅改修費給付等事業	身体障害者、難病患者等のいる世帯で居室、浴室、トイレ等を障害者用に改修する場合の費用を補助する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/21/2319.html	福祉保健部 社会福祉課	0848-38-9125
尾道市	老朽危険建物除却促進事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある、使用されず適正に管理されていない老朽危険建物の除却に要する経費の3分の2（最大60万円）の補助金を交付。（老朽危険建物に認定されたものに限る）	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1012.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9223
尾道市	空き家再生促進事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある空き家を改修して居住する場合に、その空き家の改修に要する経費の3分の2（最大30万円）の補助金を交付。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1010.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9223
尾道市	沿道建造物等修景事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で沿道建造物などの所有者または管理者が、その沿道の建造物や工作物を修景整備する経費の3分の2（最大20万円）の補助金を交付。（道路美装事業対象路線、古寺めぐりコース、参道及び他事業整備道路の沿道に限る）	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1011.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9223



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
尾道市	まちなみ形成事業	尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で、歴史的建造物・工作物の所有者又は管理者が、建築当時の形態意匠を再現又は維持することを目的とする建造物の外観の修理、外観変更などの整備をする経費の3分の2（最大200万円）を助成する。 (根拠資料・説明資料が必要)	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1009.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9223
尾道市	空家等改修支援事業	尾道市が設置する空き家バンクに登録している空家等の改修にかかる経費の3分の2（最大30万円）の補助金を交付する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/24757.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347
尾道市	空き家財道具等処分支援事業	空き家バンクに登録申請する空き家に係る家財道具等の処分や清掃にかかる費用の2分の1（最大10万円）を補助する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/31884.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347
尾道市	特定空家等及び不良空き家除却支援事業	特定空家等又は不良空き家の認定を受けた老朽化し危険な空家等の除却にかかる経費の3分の2（最大60万円）の補助金を交付する。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/24758.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347
尾道市	子育て世帯等中古住宅取得支援事業	中学生以下の子を扶養し同居している子育て世帯又は若年夫婦世帯（夫婦の年齢を合計して80歳以下）に対し、中古住宅の購入に係る費用又は購入、相続及び贈与等により取得した中古住宅の改修費用の2分の1（最大30～60万円、世帯区分により変動あり）を補助する。ただし、尾道市に5年以上定住すること。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/24764.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347
尾道市	多世代同居等新築住宅取得支援事業	中学生以下の子を扶養し同居している子育て世帯又は若年夫婦世帯（夫婦の年齢を合計して80歳以下）が、市内の新築住宅（マンションを含む）を取得し、親世帯と同居又は近居する場合に、30万円（定額）を補助する。ただし、尾道市に5年以上定住すること。	https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/62304.html	建設部 まちづくり推進課	0848-38-9347
福山市	空家等除却支援事業	福山市内に所在する空家等のうち危険家屋であるものの所有者で、危険家屋を除去し、その跡地を町内会等に5年以上無償で貸し出す者に危険家屋の除却経費の1/3以内かつ30万円以内を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku	建設部 住宅課	084-928-1102
福山市	空家等地域活用支援事業	福山市内に所在する空家等の所有者で、その空家等を町内会等に5年以上無償で貸し出す者に、通算5回まで当該年度の固定資産税及び、都市計画税の合計額を12で除し、貸出月数を乗じて得た額を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku	建設部 住宅課	084-928-1102
福山市	福山市移住者等住宅改修費補助事業	福山市外から転入し、福山市に定住するために中古住宅を購入し改修工事を行う移住希望者向けの事業で、改修費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku	建設部 住宅課	084-928-1102
福山市	福山市空家等地域活性化推進事業補助	地域の活性化やコミュニティの維持及び再生を図るため、空家等を改修等して活用する地域を支援する。 ※学区（町）まちづくり推進委員会からの申請のみ	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku	建設部 住宅課	084-928-1102
福山市	福山市木造住宅耐震診断費補助制度	1981(S56)年5月31日以前に着工された、2階建以下の戸建木造住宅に対する耐震診断について、実施に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/692.html	建設部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市木造住宅耐震化促進補助事業(耐震改修、現地建替え、非現地建替え、除却)	1981(S56)年5月31日以前に着工された、現に居住する2階建以下の戸建木造住宅に対して、耐震改修、現地建替え、非現地建替え、除却工事に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/693.html	建設部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市木造住宅耐震化促進補助事業(耐震シェルター設置)	木造住宅の耐震シェルター設置について、実施に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/693.html	建設部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市木造住宅耐震化促進補助事業(耐震ベッド設置)	木造住宅の耐震ベッド設置について、実施に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/693.html	建設部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付(移転)	危険住宅の移転事業を行う者に対し補助金を交付	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/48842.html	建設部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市住宅・建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内にある住宅・建築物の改修補助	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/48842.html	建設部 建築指導課	084-928-1103
福山市	福山市小型浄化槽設置整備事業補助金交付制度	公共下水道などの整備予定がない区域で、単独処理浄化槽または汲み取り便所を廃止し、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する方に対して要する費用の一部を補助する。(新築、建替えは対象外)	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kanryo/291471.html	環境部 環境保全課	084-928-1072
福山市	福山市鞆地区町並み保存整備推進事業補助金交付制度	鞆町伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等の修理等を行う方に対して、要する費用の一部を補助する。		文化観光振興部 文化振興課	084-928-1278



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
福山市	重度身体障がい者（児）日常生活用具住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者・児が段差解消など住環境の改善を行う場合に、改修工事費の一部を給付する。（障がい内容によっては該当しない場合があります。）	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/837.html	福祉部 障がい福祉課	084-928-1063
福山市	水洗便所改造資金融資あっせん制度	既存便所の改造に要する資金を、無利子で指定の金融機関から借りることができる融資あっせん制度です。（法人を除く。）	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/jugesuui/179410.html	上下水道局 経営管理部お客さまサービス課	084-928-1532
福山市	止水板設置補助金交付制度	大雨による浸水被害を軽減するために、止水板の設置等に必要経費を補助する制度です。	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/jugesuui/178045.html	上下水道局 経営管理部お客さまサービス課	084-928-1532
福山市	水洗便所改造資金融資あっせん制度（集落排水区域内）	既存便所の改造に要する資金を、無利子で指定の金融機関から借りることができる融資あっせん制度です。（法人を除く。）		農林整備課	084-928-1035
福山市	母子父子寡婦福祉資金貸付（住宅資金）制度	母子、父子、寡婦の居住かつ所有する住宅の改築等又は購入する場合の資金の貸付けを行う。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/416.html	ネウボラ推進部 ネウボラ推進課	084-928-1053
福山市	特定空家等除却支援事業	福山市内に所在する特定空家等の所有者等で、特定空家を除去する者に対し、除却経費の1/3以内かつ50万円以内を補助する。	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jutaku	建設部 住宅課	084-928-1102
府中市	府中市重度身体障がい者日常生活用具給付事業	重度障がい者・者が日常生活を営むのに著しく障がいとなる住宅で、段差解消などの住環境の改善を行う場合、改修工事費を給付する。	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/	介護保険課 福祉課	0847-40-0222 0847-43-7148
府中市	府中市高齢者・障害者住宅整備資金貸付	高齢者（概ね65歳以上の者）又は障害者（以下「高齢者等」という。）が自宅において自立した快適な生活ができるよう、高齢者等の専用居室等の住宅の整備（居室、台所、浴室、洗面所、便所、廊下、階段並びに玄関及びその周辺の増改築又は改造）をするために、必要な資金の貸付を行なう。	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/	介護保険課	0847-40-0222
府中市	府中市木造住宅耐震診断費補助事業	S56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3を補助（限度額：4万円）	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/seisaku/hojo/2223.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
府中市	府中市木造住宅耐震化促進支援事業（耐震改修工事補助金）	S56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し耐震改修工事による費用を区域要件に応じて、補助する。 ・居住誘導区域：耐震改修工事費の4/5で、1住戸あたり100万円を限度。 ・居住誘導区域外かつ市街化区域：耐震改修工事費の4/5で、1住戸あたり70万円を限度。 ・居住誘導区域外かつ市街化区域外：耐震改修工事費の4/5で、1住戸あたり50万円を限度。	https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kenetaku/tochidezaika/taishin/1137.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
府中市	府中市木造住宅耐震化促進支援事業（現地建替え工事補助金）	S56年5月31日以前に着工された居住誘導区域にある木造住宅に対し、建替え工事に係る費用の4/5を補助（限度額：100万円）	https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kenetaku/tochidezaika/taishin/1137.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
府中市	府中市木造住宅耐震化促進支援事業（非現地建替え工事補助金）	S56年5月31日以前に着工された新築する住宅が居住誘導区域にある木造住宅に対し、除却工事に係る費用の23%を補助（限度額：83.8万円）	https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kenetaku/tochidezaika/taishin/1137.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
府中市	府中市木造住宅耐震化促進支援事業（除却工事補助金）	S56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し、除却工事に係る費用の23%を補助（限度額：83.8万円）※区域要件なし	https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kenetaku/tochidezaika/taishin/1137.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
府中市	府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金	土砂災害特別警戒区域内にある建築物について、土砂災害に対する改修工事を行う場合に、工事費用の一部を補助する。	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/seisaku/hojo/2225.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
府中市	府中市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	がけ地付近の対象区域内にある建築物について、除却または移転する場合に、住宅の除却費や移転先の住宅の建設または購入のための借入金利の一部を補助する。	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/seisaku/hojo/2228.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
府中市	府中市空き家再生・活用補助金	空き家を活用して府中市に移住・定住される人を応援するため、空き家バンクに登録された空き家の改修費用や起業のための準備費用の一部を補助する（上限30万円）。	https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kijazikanke/kankouchiikiburandosuisin/chikisinko/sonota/7676.html	経済観光部 観光・地域ブランド推進課	0847-43-7118
府中市	府中市老朽危険空き家解体促進事業補助金	老朽化により危険な状態にある空き家を自主的に解体される方に、その解体費用の1/3を補助する（上限30万円）。	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kurashi/seisaku/jutaku/diyataku/2232.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
府中市	府中市お試し住宅整備補助金	府中市への移住を検討している人が利用するお試し住宅を整備するための費用の一部を補助する（上限100万円）。	https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/keizai/kiyosai/kiburandosuisin/chikisinko/sigotoseikatsu/7682.html	経済観光部 観光・地域ブランド推進課	0847-43-7118
府中市	府中市空き家リバイバルプロジェクト事業補助金	空き家を活用した地域の活性化を図るため、優れた活用方法を提案した者に対し、改修工事費等の費用の一部を補助する。（上限250万円）	https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/kenetaku/tochidezaika/akija/8118.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
府中市	府中市ブロック塀安全確保事業補助金	安全で安心なまちづくりを促進するため、ブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難のための経路の確保を目的に危険な状態にある道路沿いのブロック塀等を除却及び建替えされる方に、その費用の一部を補助する。 次の①または②のどちらか低い額の3分の2で、除却のみは15万円、建て替えは30万円を限度。 ①危険ブロック塀の延長(m)×8万円 ②除却費+建替費の総事業費	https://www.city.fuchihiroshima.ac.jp/sochi/kenzoku/sochidokarin/sochi_5371.html	建設部 都市デザイン課	0847-43-7156
三次市	三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業(耐震診断)	S56年5月31日以前の戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅に対し耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の2/3を助成	https://www.city.miyoshihiroshima.jp/tochi/m/kenchikushido/taishin.html	都市建築課	0824-62-6385
三次市	三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業(耐震改修)	S56年5月31日以前の戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅に対し耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の1/3を助成	https://www.city.miyoshihiroshima.jp/tochi/m/kenchikushido/taishin.html	都市建築課	0824-62-6385
三次市	三次市住宅リフォーム支援事業	市内業者に依頼し、住宅のリフォームを実施する場合に費用の1/10を助成	http://www.city.miyoshihiroshima.jp/shoukou/m/syokou/reform_hois.html	産業振興部 商工観光課	0824-62-6171
三次市	三次市提携融資制度	勤労者を対象とした住宅建設関連の融資制度	http://www.city.miyoshihiroshima.jp/shoukou/m/syokou/kinrouya/syoshi.jp	産業振興部 商工観光課	0824-62-6171
三次市	三次市老朽危険建物除却促進事業補助金	住環境の保全、向上を図るため、老朽危険建物の除却等を行う者に対して、除却費用の1/3を補助する。	https://www.city.miyoshihiroshima.jp/tochi/m/kenchikushido/ohyukiken_hojou.html	都市建築課	0824-62-6385
三次市	三次市小型浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道や農業集落排水の事業認可を受けていない区域の専用住宅において、単独浄化槽や汲み取り便所を使用されている方が小型浄化槽を設置する場合、その経費の一部を補助する。	http://www.city.miyoshihiroshima.jp/gesuidou/m/ohirasu/fukakapohojou.html	下水道課 管理係	0824-62-6151
三次市	三次市排水設備改造資金融資あっせん利子補給	汲み取り便所・単独浄化槽から下水道に接続(または小型浄化槽への切り替え)をする際の改造資金について、市内金融機関へ融資をあっせんし、その利子を市が全額負担する。	http://www.city.miyoshihiroshima.jp/gesuidou/m/ohirasu/gesui.html	下水道課 管理係	0824-62-6151
三次市	定住促進にかかる宅地購入・新築奨励金	移住者(市外に1年以上居住し転入される方、若しくは市外に1年以上居住後転入されて3年以内の方)が住宅を新築した場合、住宅に関する固定資産税相当額を令和5年度まで奨励金として交付。 (市の所有する分譲地を購入し、住宅を新築した場合は土地も対象) ※移住者住宅取得支援事業との併用不可	https://www.city.miyoshihiroshima.jp/teijyu/m/gesui_miyoshi/syokoku.html	定住対策・暮らし支援課 定住対策・暮らし支援係	0824-62-6129
三次市	空き家バンク改修補助金	三次市空き家情報バンクに登録されている物件を購入し、改修する場合、改修費用の一部を補助。 基本額：上限50万円(補助率1/2) 上限加算額：中学生以上 10万円/人 小学生以下 20万円/人 ※加算額の上限は50万円	https://www.city.miyoshihiroshima.jp/teijyu/m/gesui_miyoshi/syokoku.html	定住対策・暮らし支援課 定住対策・暮らし支援係	0824-62-6129
三次市	Uターン者実家等改修補助金	実家等の所有者がUターン者(市外に2年以上居住し転入される方、若しくは市外へ2年以上居住後転入されて1年以内の方)のために実家等を改修する場合の改修費の一部を補助。 基本額：上限30万円(補助率1/2) 上限加算額：中学生以上 10万円/人 小学生以下 20万円/人 ※加算額の上限は50万円	https://www.city.miyoshihiroshima.jp/teijyu/m/gesui_miyoshi/uturn_syokoku.html	定住対策・暮らし支援課 定住対策・暮らし支援係	0824-62-6129
三次市	移住者住宅取得奨励金	移住者(2年以上市外へ居住後転入する方、もしくは市外へ2年以上居住後転入されて3年以内の方)が、定住のために住宅を取得した場合、奨励金(15万円)を交付。	https://www.city.miyoshihiroshima.jp/teijyu/m/gesui_miyoshi/uturn_syokoku.html	定住対策・暮らし支援課 定住対策・暮らし支援係	0824-62-6129
庄原市	庄原市地域木材住宅建築普及奨励金交付事業	地域木材の利用量による 2㎡以上5㎡未満10万円、5㎡以上10㎡未満20万円、10㎡以上20㎡未満40万円、20㎡以上60万円	https://cms.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_1548.html	企画振興部 林業振興課	0824-73-1124
庄原市	庄原市木造住宅耐震改修促進事業	【耐震診断】 S56年5月31日以前の戸建て住宅、併用住宅に対し耐震診断に係る費用の2/3を助成(限度額:4万円)	https://cms.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_1548.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市木造住宅耐震改修促進事業	【耐震改修工事】 S56年5月31日以前の戸建て住宅、併用住宅に対し耐震改修工事に係る費用の4/5を助成(限度額:100万円)	https://cms.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_1548.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市木造住宅耐震改修促進事業	【現地建替え工事】 S56年5月31日以前の戸建て住宅、併用住宅を除却及び同一敷地内の新築に係る費用の4/5を助成(限度額:100万円)	https://cms.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_1548.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
庄原市	庄原市木造住宅耐震改修促進事業	【非現地建替え工事】 S56年5月31日以前の戸建て住宅、併用住宅の除却及び別敷地の新築に係る除却費用の23%を助成(限度額:83.8万円)	https://cms.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_1548.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市木造住宅耐震改修促進事業	【除却工事】 S56年5月31日以前の戸建て住宅、併用住宅の除却に係る費用の23%を助成(限度額:83.8万円)	https://cms.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_1548.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市住宅リフォーム支援事業	市内業者に依頼した30万円以上の住宅リフォームに対して、その経費の1/10を助成(限度額:10万円)	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_383.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1172
庄原市	庄原市建築物吹付けアスベスト除去工事等補助制度(分析調査等)	市内に存するアスベストの吹付けられた建築物(多数の者が利用する民間建築物の共用部分や付属する機械室等)のアスベスト除去に係る分析調査の実施に要する費用を補助。	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_380.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市建築物吹付けアスベスト除去工事等補助制度(除去工事等)	市内に存するアスベストの吹付けられた建築物(多数の者が利用する民間建築物の共用部分や付属する機械室等)のアスベスト除去工事等に要する費用を補助。 対象経費の2/3	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_380.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市老朽危険建物除却促進事業補助金	住環境の保全、向上を図るため、老朽危険建物の除却等を行う者に対して、除却費用の1/3を補助する。	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_382.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市建築物土砂災害対策改修工事補助制度	土砂災害特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する建築物(住宅・居室を有する建築物等)に対し、外壁等の改修や塀等の設置工事に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_379.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市ブロック塀等安全確保事業補助金	倒壊の怖れのあるブロック塀等の除却工事又は建替工事に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_381.html	環境建設部 都市整備課	0824-73-1151
庄原市	庄原市定住促進奨励金	本市への定住促進を図るため、住まいを整備した転入定住者に対し、奨励金を交付する。 新築住宅取得:80万円(経費が80万円以上のもの) 中古住宅取得:40万円(経費が40万円以上のもの) 住宅改修:40万円(経費が40万円以上のもの) 加算額:転入者 5万円/人 子育て 5万円/人 ※加算額の上限はそれぞれ10万円	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/settlement/post_347.html	企画振興部 自治定住課	0824-73-1257
庄原市	庄原市空き家財道具等処分支援補助金	空き家バンクへの登録を目的に、所有者等が空き家内の家財道具等を処分する費用に対し補助金を交付する。 空き家1件につき、補助対象経費の10分の10以内の額とし、限度額10万円	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/settlement/cat02/post_1422.html	企画振興部 自治定住課	0824-73-1257
大竹市	大竹市提携融資制度	大竹市内に居住または勤務する勤労者等に対して、中国労働金庫に市の資金を預託し、それを元に生活資金の融資を行う。		総務部 産業振興課	0827-59-2131
大竹市	大竹市小型合併浄化槽設置整備事業補助金交付	市内全域(公共下水道事業の計画区域、農漁業集落排水施設の計画区域を除く)専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kurashi/sankyo/1455553180626.html	市民生活部 環境整備課	0827-59-2154
大竹市	大竹市木造住宅耐震診断補助事業	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ最高3万円を助成。	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kurashi/jukyoo/2/1455553178687.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	大竹市木造住宅耐震改修補助事業	戸建木造住宅に対し、耐震改修に係る費用の1/2かつ最高40万円を助成。 (段階的耐震改修については、30万円、耐震シェルター等設置工事については、12万5千円を限度とする)	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kurashi/jukyoo/2/1455553179700.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	障害者日常生活用具給付事業(住宅改修)	住宅改修における対象部分に対し、上限額20万円のうち、原則、本人負担1割を除く額を給付する。ただし、介護保険受給者は、対象としない。	http://www.city.otake.hiroshima.jp/sankou/shogai/1455553180177.html	福祉課 障害福祉係	0827-59-2146
大竹市	大竹市住宅リフォーム補助事業	市内における個人住宅の質の向上と定住の促進を図るため、市内居住者及びその予定者に対して、住宅リフォームに要する費用の1/10以内かつ最高20万円を予算の範囲内で市が補助するもの。(耐震及び空き家住宅リフォームの場合は最高30万円)	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kurashi/jukyoo/2/1455553184401.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
大竹市	建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対し、土砂災害対策事業を活用して、土砂災害対策改修に要する費用の一部を、市と共同で補助することにより、住民の「自助」の取組を支援し、砂防ダム等の整備までの間の土砂災害による危険から県民の生命の安全を確保するもの。	http://www.city.otakehiroshima.jp/kurashi/jukyo/2/1585872147898.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	大竹市特定空家等除却補助事業	市民の生命・財産を守り、安全で安心な住環境の向上を図るため、市内の特定空家等に認定されている建物の除却に要する費用の一部を予算の範囲内で市が補助するもの。		建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	大竹市がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地付近の対象区域内にある住宅について、除却または移転する場合に、住宅の除却費や移転先の住宅の建設または購入のための借入金金利の一部を補助する。	http://www.city.otakehiroshima.jp/kurashi/jukyo/2/1585815342402.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
大竹市	大竹市ブロック塀等除却補助事業	道路に面する高さ1メートル以上の倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助する。	http://www.city.otakehiroshima.jp/soshiki/sanpaku/sanpaku_kouza/1/18734659993.html	建設部 都市計画課	0827-59-2168
東広島市	東広島市提携融資制度	市内に勤務、又は居住する勤労者等に対して、中国労働金庫に市の資金を預託し、それを元に生活資金の融資を行い、もって勤労者の生活の安定と福祉の増進を図る。資金使途は、教育費、住宅費、医療費、介護器具購入費、冠婚葬祭費、東広島市墓園（「ひがしひろしま墓園」、「金口墓園」、「下河内墓園」、「陰地墓園」、「中屋谷第1墓園」、「中屋谷第2墓園」）の使用料等又は東広島市の下水道整備に伴う改築費用。	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/sanpaku/kouza/1/6771.html	産業部 産業振興課	082-420-0921 (申込、問い合わせは中国労働金庫西条支店へ)
東広島市	東広島市木造住宅耐震診断事業	対象となる住宅 ①S56.5.31以前に着工された住宅 ②東広島市内にある、2階建以下の木造住宅 ③自己所有で自ら居住する一戸建て住宅（長屋・併用住宅（住宅部分が延べ面積の1/2以上のもの）を含む）※賃貸住宅は対象外 ④在来軸組構法で建築された住宅（ツーバイフォー住宅、プレハブ住宅、軽量鉄骨住宅は対象外） その他要綱の条件を満たす者に対して、耐震診断士を派遣し耐震診断を実施する。	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/soshiki/4_1/8_50372.html	住宅課	082-420-0946
東広島市	東広島市小型浄化槽設置整備事業補助金交付制度	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、小型合併浄化槽を設置する者に対し予算の範囲内で補助金を交付するもの 対象※一部例外規定あり ・「汲取り」または「みなし（単独）浄化槽」から合併浄化槽への転換を行う専用住宅の方 ・公共下水道の事業計画区域、農業集落排水処理施設用の処理区域、および住宅団地などで集中浄化槽により集中処理している区域以外の方 補助金額（上限額） 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 ※みなし浄化槽の撤去を伴う場合12万円、汲取り槽の撤去を伴う場合9万円、みなし浄化槽を雨水貯留槽に再利用する場合9万円、汲取りまたはみなし浄化槽からの転換における宅内配管工事を実施する場合30万円、合併浄化槽の設置場所が市の定める人口減少地域の場合10万円の上乗せあり	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seisaku/seisaku/2/10/4020.html	環境先進都市推進課	082-420-0928
東広島市	東広島市スマートハウス化支援補助金	省エネルギー及び新エネルギーの活用を推進することにより、地球環境の保全に寄与するとともに、市民の環境保全に関する意識の高揚を図ることを目的に、予算の範囲内で、住宅のスマートハウス化を支援するもの。 補助の対象となる設備は次のとおり。 ① 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池） ② 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ③ 電気自動車充電設備（V2H） ※蓄電池の補助については、太陽光発電設備と同時に設置するか、又は既に太陽光発電設備を設置している場合で、蓄電池と太陽光発電設備を接続して利用する場合のみ、補助対象とする。	http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seisaku/seisaku/2/10/4020.html	環境先進都市推進課	082-420-0928



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付等を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
東広島市	東広島市木造住宅耐震改修事業	<p>対象となる住宅</p> <p>①S56.5.31以前に着工された住宅（S56.6.1以降に増築・改築・大規模修繕または大規模な模様替えをされている場合は対象とならない場合あり）</p> <p>②東広島市内にある2階建以下の木造住宅</p> <p>③自己所有等の一戸建の住宅（長屋・併用住宅（住宅部分が延べ面積の1/2以上のもの）を含む）</p> <p>④在来軸組構法または伝統的構法（主要な柱の径が14cm以上）により建築されたもの（ツーバイフォー住宅・プレハブ住宅・軽量鉄骨住宅は対象外）</p> <p>⑤耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である住宅（耐震診断の方法は、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて建築士が診断したものに限る）</p> <p>その他要綱の条件を満たす者に対して、市が耐震改修に掛かる費用の一部に補助金を交付する。</p>	公開待ち	住宅課	082-420-0946
東広島市	障害者日常生活用具等給付事業（住宅改修費）	<p>障害による日常生活上の困難を改善するため、改修工事費の一部を給付する。（新築は対象外）</p> <p>対象となるのは、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害3級以上の身体障害者</p>	http://www.city.hiroshimahiroshima.jp/soshiki/senkofu/sushi/6/2/18801.html	健康福祉部 障害福祉課	082-420-0180
東広島市	東広島市薪・木質ペレットストーブ設置補助金	<p>地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進し、市民の環境保全に関する意識の高揚を図ることを目的とし、特に木質バイオマスを活用した薪ストーブ・木質ペレットストーブの設置に係る本体購入費及び設置工事費等について、予算の範囲内で支援するもの。</p>	http://www.city.hiroshimahiroshima.jp/soshiki/sanqyo/8/6/16946.html	農林水産課	082-420-0939
東広島市	東広島市空家等対策事業費補助金	<p>市内空家等の増加を抑制し、管理不全の空家等の減少を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。</p> <p>①老朽危険空家等解体除却事業 補助率・補助限度額：補助対象経費の1/3・30万円 対象者：空家等所有者、法定相続人、所有者の同意を得た者 対象場所：市内一円 対象経費：解体・除却工事費、除却にかかる廃棄物処分手数料</p> <p>②空家等解体・跡地活用事業 補助率・補助限度額：補助対象経費の1/3・50万円 対象者：事業実施者 対象場所：市内一円 対象経費：解体・除却工事費、除却にかかる廃棄物処分手数料、損失補償費</p>	https://www.city.hiroshimahiroshima.jp/soshiki/techi/4/1/akiyaboujokin/23558.html	住宅課	082-420-0946
東広島市	東広島市水洗便所改造資金貸付制度	<p>既設のくみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道若しくは農業集落排水処理施設に接続しようとする者に対し、その工事に必要な資金を無利息で貸し付ける制度。（法人を除く。） （限度額）60万円 （貸付期間）60月（5年）以内 （償還方法）元利均等月賦償還</p>	http://www.city.hiroshimahiroshima.jp/soshiki/essuido/3/2/15648.html	下水道部 下水道施設課	082-420-0403
東広島市	東広島市空家等対策事業費補助金	<p>市内空家等の増加を抑制し、管理不全の空家等の減少を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。</p> <p>①空き家リフォーム支援 補助率・額：補助対象経費の1/3又は50万円 また、市内の人口減少地域においては、さらに30万円上乗せ 対象者：空き家購入者、賃貸者 対象場所：市内一円 対象経費：内外装、設備、屋根、水回り、一部改築、DIY</p> <p>②空き家財撤去支援 補助率・額：延床100平方メートル以下は10万円、100平方メートル超えは1平方メートルあたり500円加算（最大15万円） 対象者：空き家所有者、購入者、賃貸者 対象場所：市内一円 対象経費：自ら処分する場合の運搬料、一般廃棄物収集運搬業者委託費用</p>	https://www.city.hiroshimahiroshima.jp/soshiki/techi/4/1/akiyaboujokin/23603.html	住宅課	082-420-0946



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
		<p>③空き家再生・活用支援 補助率・額：補助対象経費の2/3・300万円 対象者：事業実施者 対象場所：市内一円 対象経費：移転、増築、改築、取得に要する費用</p> <p>④空家登記支援事業 補助率・補助限度額：補助対象経費の1/3・10万円 対象者：空家等所有者、空家等購入予定者 対象場所：市内一円 対象経費：専門家への委託料、登録免許税、申請に必要となる事務経費等</p>	<p>https://www.city.hiroshimajapan.jp/soshiki/sochi/41/akuyakuyosen/23844.html</p> <p>https://www.city.hiroshimajapan.jp/soshiki/sochi/41/akuyakuyosen/23843.html</p>		
廿日市市	木造住宅耐震診断事業	木造住宅に対し、耐震診断を市が実施する。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/52/19177.html	建設部 建築指導課	0829-30-9191
廿日市市	日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	居宅生活動作補助用具（障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）を、基準額（20万円）の範囲で自己負担原則1割で支給するもの。所得の制限あり。 ※改修のみ対象（新築時は対象外）※借家の場合は、家主の許可が得られること。 主な対象者として、下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有するものであって、1級、2級又は3級の者。※ただし、介護保険の介護給付が受けられる場合を除く。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/34/34849.html	健康福祉部 障害福祉課	0829-30-9152
廿日市市	合併浄化槽補助制度	公共下水道の事業計画区域、農業集落排水処理施設の処理区域及び団地浄化槽等の集合処理をしている区域を除く地域で、既存の専用住宅に設置されている汲み取り便所又は単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換等する者に対し、人種区分によって予算の範囲内で補助金を交付する。なお、公共下水道全体計画区域以外の地域は、新築の専用住宅も対象として補助金を交付する。	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/97/12542.html	建設部下水道経営課	0829-32-5490
廿日市市	廿日市市下水道接続促進補助金	公共下水道および農業集落排水処理施設への接続を促進するための制度。下水道の処理区域内で、くみ取り便所を水洗便所に改造して接続工事を行う者、または浄化槽を廃止して接続工事を行う者に対して、接続基準日からそれぞれの工事施工期間内に該当する者に下水道接続工事の範囲内で1件あたり10万円を限度とし補助金を交付する。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/97/43158.html	建設部下水道経営課	0829-32-5490
廿日市市	木造住宅耐震化補助事業 (耐震改修工事(居住誘導区域内))	地震により倒壊の危険性のある、居住誘導区域内にある、木造の戸建住宅に対して、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助する制度	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/52/19176.html	建設部 建築指導課	0829-30-9191
廿日市市	木造住宅耐震化補助事業 (耐震改修工事(居住誘導区域外))	地震により倒壊の危険性のある、居住誘導区域外にある、木造の戸建住宅に対して、耐震改修工事にかかる費用の一部を補助する制度	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/52/19176.html	建設部 建築指導課	0829-30-9191
廿日市市	木造住宅耐震化補助事業 (現地建替え工事)	地震により倒壊の危険性のある、居住誘導区域内にある木造の戸建住宅に対して、現地建替え工事にかかる費用の一部を補助する制度。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/52/19176.html	建設部 建築指導課	0829-30-9191
廿日市市	木造住宅耐震化補助事業 (非現地建替え工事)	地震により倒壊の危険性のある木造の戸建住宅に対して、居住誘導区域内への建替え工事をする際の、除却工事にかかる費用の一部を補助する制度。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/52/19176.html	建設部 建築指導課	0829-30-9191
廿日市市	木造住宅耐震化補助事業 (除却工事)	地震により倒壊の危険性のある木造の戸建住宅に対して、除却工事にかかる費用の一部を補助する制度。	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/52/19176.html	建設部 建築指導課	0829-30-9191
廿日市市	廿日市市空き家活用支援補助金 (手続き等)	空き家バンク登録物件に対し、権利関係の整理にかかる費用の一部を補助する。（その他適応要件あり）	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/23634.html	建設部住宅政策課	0829-30-9187



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- ・この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ・ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- ・先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- ・各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
廿日市市	廿日市市空き家活用支援補助金(家財整理)	空き家バンク登録物件に対し、家財の処分、敷地内の木の伐採、除草にかかる費用の一部を補助する。(その他適応要件あり)	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/23634.html	建設部住宅政策課	0829-30-9187
廿日市市	廿日市市空き家活用支援補助金(改修)	空き家バンク登録物件に対し、居住の用に供する部分のリフォームにかかる費用の一部を補助する。(その他適応要件、子育て世帯等に加算あり)	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/23634.html	建設部住宅政策課	0829-30-9187
廿日市市	廿日市市空き家活用支援補助金(DIY)	空き家バンク登録物件に対し、自己改修のための材料の購入費用の一部を補助する。(その他適応要件あり)	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/23634.html	建設部住宅政策課	0829-30-9187
廿日市市	老朽危険空き家除却支援事業	老朽化して倒壊などのおそれのある空き家に対して、除却にかかる費用の一部を補助する制度		建設部住宅政策課	0829-30-9187
廿日市市	廿日市市佐伯地域・吉和地域定住促進補助金	佐伯地域及び吉和地域への子育て世帯等の転入及び定住促進をするため、佐伯地域及び吉和地域への定住を目的に住宅新築し、新築住宅を購入し、又は中古住宅を購入(中古住宅の購入に併せて改修工事を行う場合を含む)し、転入した子育て世帯等に対し、補助金を交付する。	https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/53/45673.html	建設部住宅政策課	0829-30-9187
安芸高田市	障害者日常生活用具給付事業	在宅の身体障害者(下肢、体幹等の障害)の方や難病患者等の方が段差解消や手すりをつけるなど、小規模な住宅の改修を行う場合、改修工事費について基準額の範囲内で原則1回給付。利用者負担は、原則1割負担。ただし、世帯の課税状況に応じて負担上限額あり。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/sumaru/487/88641b27b9/	福祉保健部 社会福祉課	0826-42-5615
安芸高田市	障害者住宅整備資金補助事業	補助金の総額は、借入金額(限度額まで)と対象期間を市で定めた式で算出する。1年に1度、利子補給を行い、補助金の額は、借入金、平均返済額、補助金交付回数を市で定めた式により算出する。		福祉保健部 社会福祉課	0826-42-5615
安芸高田市	高齢者住宅整備資金補助事業	市内に居住する高齢者と、現に居住もしくは居住しようとする市内の居住者で、高齢者が居住する住宅の整備を目的として融資を受けた者に、予算の範囲内において、補助金を交付する。		福祉保健部 社会福祉課	0826-42-5615
安芸高田市	安芸高田市木造住宅耐震診断改修補助事業(耐震診断)	住宅の耐震診断実施に要する費用の一部を、市の要綱に基づき交付する。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/	建設部 管理課	0826-47-1201
安芸高田市	安芸高田市木造住宅耐震診断改修補助事業(耐震改修)	住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を、市の要綱に基づき交付する。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/	建設部 管理課	0826-47-1201
安芸高田市	安芸高田市若者世帯住宅新築等補助金制度	安芸高田市に定住しようとする若者世帯が、自ら居住するための住宅を市内建築業者等の施工、又は市内不動産業者等から購入する場合、市の要綱に基づき補助金を交付する。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/sumaruhoyo/	建設部 管理課	0826-47-1201
安芸高田市	安芸高田市定住促進団地購入補助金制度	住宅を建築する子育て世帯が、市が分譲する若者定住促進団地を購入する場合、市の要綱に基づき補助金を交付する。	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/	建設部 管理課	0826-47-1201
安芸高田市	安芸高田市空き家改修事業補助金制度	空き家情報バンクに登録されている空き家を転入者が購入・賃貸し市内業者により住宅を改修された場合、要綱に基づき、購入者又は空き家所有者に補助金を交付する。	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/akiyakaissy/	建設部 管理課	0826-47-1201
安芸高田市	安芸高田市空き家解体事業補助金制度	市内に存在する空き家で、近隣及び生活道路等の危険防止のため、市民の安全、安心の確保及び住環境の改善の向上を目的に老朽危険建物の解体等を行う者に対し、市の要綱に基づき補助金を交付する。	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/s148/	建設部 管理課	0826-47-1201
安芸高田市	安芸高田市空き家バンク登録奨励金制度	空き家所有者が空き家の売却又は賃貸借を行うため不動産業者を仲介とし、市の空き家情報バンクに登録した者について、市の要綱に基づき登録奨励金を交付する。	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/y155/	建設部 管理課	0826-47-1201



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
安芸高田市	安芸高田市空き家活用サポート奨励金制度	空き家バンク登録物件が、売買又は賃貸借の契約の成立に至った場合、サポートをした不動産業者に対して、市の要綱に基づき奨励金を交付する。	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jutaku/p748/	建設部 管理課	0826-47-1201
安芸高田市	安芸高田市飲用水供給施設整備補助金	飲用水が不足する地区(市が運営及び計画する水道事業の給水区域以外)において、飲用水の供給を目的として、新たにボーリング又は掘削方式により水源を整備する者に対し、市の要綱に基づき補助金を交付する。		建設部 上下水道課	0826-47-1203
安芸高田市	社宅改修事業補助金制度	市内の空き家を有効活用し、定住促進を図るため、事業者が行う社宅等の目的に供す空き家の改修に要する経費に対し、予算の範囲内において、社宅改修事業補助金を交付する。	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/kanri/syatakusaisyu/	建設部 管理課	0826-47-1201
安芸高田市	多世代同居支援事業補助金制度	多世代が支え合うことによる子育て、介護等共助の推進及び定住促進による人口の増加を図るため、転入者が市内において多世代で構成する親族と同居するための住宅の改修費用に対し、予算の範囲内において、多世代同居支援事業補助金を交付する。	https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/kanri/syatakusaisyu/	建設部 管理課	0826-47-1201
江田島市	江田島市定住促進事業補助金	定住を目的に江田島市へ転入された方で、自らが居住する家を新築、または購入(新築物件に限る)された方に、費用の一部を助成。	http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/821	企画振興課	0823-43-1630
江田島市	江田島市木造住宅耐震診断事業	戸建木造住宅に対し、耐震診断を市が委託により実施する。	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8438	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	江田島市障害者住宅改修費給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の重度身体障害児・者が段差解消など住環境の改善を行う場合に改修工事費を給付する。 非課税世帯:本人負担なし 課税世帯:本人1割負担		社会福祉課	0823-43-1638
江田島市	江田島市危険家屋除却事業費補助事業	市内に存する危険家屋の倒壊や瓦・外壁などの落下による市民への危険を防止するため、解体費用の一部を補助する。	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	江田島市木造住宅耐震改修補助事業	戸建木造住宅の耐震補強工事費用に対し、一部を補助する。	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8438	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	住宅用太陽光発電システム等普及促進事業	太陽光発電システムの設置又は太陽光システム付き住宅を購入をした者に対し、設備購入設置費用を助成する。	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/5295	地域支援課	0823-43-1637
江田島市	相続登記補助	空家の適切な管理と活用を促進するため、相続登記費用の一部を補助	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	家財処分補助	空家の適切な管理と活用を促進するため、家財処分費用の一部を補助	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	空き家購入補助	市内在住者の空き家購入を促進し、空き家の減少を図るため、市内に住所を有する者が空き家購入する費用の一部を補助	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	DIY用具・材料購入補助	市内在住者のDIYによる空き家活用を促進するため、空き家を購入又は借り受けてDIYで修繕に用いる工具や材料の購入費用の一部を補助	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	空き家修繕補助	市内への移住・定住を促進するため、市内の空き家に居住予定の者、又は新たに空き家バンクへ登録する者が、空き家を修繕する際に要する費用の一部を補助	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	空き家除却支援補助	老朽空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した空家の解体費用の一部を補助	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	除却跡地適正管理補助	空き家除却及び跡地利用を促進するため、除却跡地にオリーブ等の苗木を植え適正に管理する費用の一部を補助	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	除却跡地適正管理補助	空き家除却及び跡地利用を促進するため、除却跡地をアスファルト等で舗装し適正に管理する費用の一部を補助	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8056	都市整備課	0823-43-1647
江田島市	木造住宅耐震設計補助事業	戸建木造住宅の耐震補強設計費用に対し、一部を補助する。	https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/8438	都市整備課	0823-43-1647
府中町	高齢者住宅改造費助成事業	在宅の要介護高齢者もしくは要介護となる恐れのある高齢者が住宅を高齢者向けに改造する場合の費用の一部を助成する	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kouruikaiejoka/1723.html	高齢介護課	082-286-3256
府中町	木造住宅耐震診断補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の持ち家一戸建ての木造住宅を耐震診断する場合に、診断費用の一部を補助する。	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kennchikuka/8352.html	建築課	082-286-3174



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
府中町	木造住宅耐震改修補助事業	昭和56年5月32日以前に着工された旧耐震基準の持ち家一戸建ての木造住宅を耐震改修する場合に、改修工事費用の一部を補助する。	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kennchiku/a/8353.html	建築課	082-286-3174
府中町	府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業	中学3年生までの子どもまたは妊婦のいる世帯が、持ち家一戸建て住宅のリフォームを行う場合に、工事費用の一部を補助する。	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kosodate/8458.html	建築課	082-286-3174
府中町	府中町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内にある住宅について、土砂災害に対する改修工事を行う場合に、工事費用の一部を補助する。	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kennchiku/a/7842.html	建築課	082-286-3174
府中町	府中町がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地付近の対象区域内にある住宅について、除却または移転する場合に、住宅の除却費や移転先の住宅の建設または購入のための借入金利子の一部を補助する。	https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/kennchiku/a/7844.html	建築課	082-286-3174
海田町	木造住宅耐震診断補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の耐震診断を行う者に対し、診断に掛かる費用の一部を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/14891.html	建設課	082-823-9209
海田町	木造住宅耐震改修補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の耐震改修を行う者に対し、改修工事に掛かる費用の一部を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/14891.html	建設課	082-823-9209
海田町	木造住宅耐震改修補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の二段階に分けて耐震改修を行う者に対し、一段階目の改修工事に掛かる費用の23%（上限40万円）を補助、二段階目の工事に掛かる費用の23%（上限額60万円-一段階目の補助額）を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/14891.html	建設課	082-823-9209
海田町	木造住宅耐震改修補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、設置工事に掛かる費用の一部を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/14891.html	建設課	082-823-9209
海田町	建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅・建築物に対し、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける等の改修を行う者に対し、改修工事掛かる費用の一部を補助する。	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/17269.html	建設課	082-823-9209
海田町	海田町がけ地近接等危険住宅移転事業			建設課	082-823-9209
熊野町	熊野町木造住宅耐震診断費補助事業	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ2万円を限度に助成。	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1313451474893/index.html	都市整備課	082-820-5608
熊野町	熊野町子育て世代「住むならくまの」応援助成事業	子育て世代が、定住を目的として取得した居住用建物の取得費の2%（上限20万円）を限度に助成。（助成率の1%加算制度あり）	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1459824204963/index.html	都市整備課	082-820-5608
熊野町	熊野町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対し、土砂災害対策改修に要する費用の一部を国、県と共同で補助することにより、住民の「自助」の取組を支援し、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するもの。		都市整備課	082-820-5608
熊野町	熊野町ブロック塀等安全確保事業	地震によるブロック塀等の倒壊により、通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替えの実施に要する費用の一部を補助。	https://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/164145883695/index.html	都市整備課	082-820-5608
坂町	坂町木造住宅耐震診断補助事業	S56年5月31日以前に着工された、戸建て住宅、併用住宅に対し耐震診断に対して、補助金の助成を行います（費用の2/3及び上限2万円）。	https://www.town.saka.lg.jp/cyousei/info/town/keikaku/shinden.html	建設部 都市計画課	082-820-1513
坂町	坂町がけ近接等危険住宅移転事業	がけ地付近の対象区域内にある住宅について、除却または移転する場合に、住宅の除却費や移転先の住宅の建設または購入のための借入金利子の一部を補助する。	http://www.town.saka.lg.jp/cyousei/info/town/keikaku/post_92.html	建設部 都市計画課	082-820-1513
坂町	坂町建築物土砂災害対策改修促進事業	土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対し、土砂災害対策改修に要する費用の一部を国、県と共同で補助することにより、住民の「自助」の取組を支援し、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するもの。	http://www.town.saka.lg.jp/cyousei/info/town/keikaku/post_94.html	建設部 都市計画課	082-820-1513
坂町	坂町木造住宅耐震化促進補助事業	1981(S56)年5月31日以前に着工された、現に居住する2階建以下の戸建木造住宅に対して、耐震改修、現地建替え、非現地建替え、除却工事に要する費用の一部を補助する。	http://www.town.saka.lg.jp/cyousei/info/town/keikaku/soct_94.html	建設部 都市計画課	082-820-1513



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
安芸太田町	子育て世帯定住応援補助金	対象住宅の新築、建売住宅の購入、中古住宅の購入または対象住宅の改修についての費用を一部補助。制度を利用した転入者で、12歳以下の子どもが同居する場合には補助金額が加算。対象については、補助金申請日において夫婦のいずれかが満40歳以下または満12歳以下の子どもがいる世帯。	https://www.akiota.jp/site/ijyu/1084.html	企画課	0826-28-2112
安芸太田町	移住定住促進応援事業補助金	【空き家改修事業】5年以上定住することが決まった家の新築購入、中古購入、住宅改修、家財整理等の1/3を助成(上限75万円)。ただし、2地域居住住宅は対象外。転入者、空き家所有者を問わず、改修費負担者に対して助成。	https://www.akiota.jp/site/ijyu/1335.html	企画課	0826-28-2112
安芸太田町	住宅改修助成	補助対象者 自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事(工事費50万以上)をする方。 助成対象工事 (1) 町内に本店または支店を有する建設事業者が施工する工事 (2) 修繕や増改築の工事について、町他制度の助成を受けていない者。 補助内容 工事費に要する費用の10%の額かつ10万円を限度とする。	https://www.akiota.jp/soshiki/9/1441.html	建設課	0826-28-1962
安芸太田町	木造住宅耐震診断補助	補助対象者 耐震診断を実施する住宅の所有者または所有者に準ずるもの。 助成対象工事 (1) 安芸太田町内に存する木造戸建て住宅(併用住宅も含む)。 (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの。 (3) 在来軸組構法または伝統的構法で建築されたもの。 (4) 地階を除く階数が2以下であること。 (5) 所有等の居住実態が有るもの。 (6) 本事業による補助を受けていないもの。		建設課	0826-28-1962
安芸太田町	空き家解体補助	補助対象者 空き家の所有者若しくは相続人また敷地の所有者若しくは相続人 助成対象工事 (1) 安芸太田町内に存する木造建築物である空き家 (2) 老朽化等により倒壊または外装材の落下等により近隣および道路等に重大な損害または周辺の住環境の形成に悪影響を及ぼす恐れがあり、別途定める判定基準で一定の基準に達するもの。 (3) 町内に本店または支店を有する解体業者が施工する工事。 補助内容 解体に要する費用の1/3の額かつ50万円を限度とする。		建設課	0826-28-1962
北広島町	新規定住者住宅建築費等補助制度(新規定住化促進対策事業)	北広島町へ定住することを目的に、住宅の「新築」、「増改築」又は「購入」する場合条件を満たせば費用の一部を地域通貨「ユート」で助成します。	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/site/teijuu-joho/1217.html	まちづくり推進課 定住推進係	050-5812-1856
北広島町	合併処理浄化槽(設置・維持管理費)補助金	下水道・農業集落排水区域以外で、小型合併処理浄化槽の設置・維持管理費を補助する。10人槽~5人槽の設置において、限度額8万8千円~5万5千4百円(予算の範囲において)		上下水道課 工務係	050-5812-1861
北広島町	生活用水取水施設整備補助金	水道が整備されていない地域において、生活用水を確保するため、井戸等を設置する者に対し、補助金を交付する。補助対象経費の2分の1(限度額60万円)	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/14/1692.html	上下水道課 管理係	050-5812-1861
北広島町	木造住宅耐震診断補助	町内に存する木造の住宅であって、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅であり、住宅に居住の実態があり、地階を除く階数が2以下であり、以前に同一の事業による補助金を受けていない住宅が対象となる。 北広島町の木造住宅耐震診断補助を受けることができるのは、北広島町木造住宅耐震診断設計有資格者を受けた建築士による耐震診断のみとなる。	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/12/1421.html	建設課 都市管理係	050-5812-1860
北広島町	北広島町空き家再生等推進事業補助金	北広島町内の、周辺に著しく危険な状態となっている特定空家を対象として、解体に要する費用の10分の8を補助する。また、空き家住宅等を地域で活用するために改修する費用の3分の2を補助する。	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/12/1424.html	建設課 都市管理係	050-5812-1860
大崎上島町	大崎上島町危険建物除却促進事業	町内に存する危険建物の倒壊等による近隣及び道路への危険防止のために、除却費用を助成する制度。当町が危険建物と認定した建物の除却費用に対し、最大30万円の補助を行う。		建設課	0846-65-3124



広島県内での民間住宅に関する各種支援制度一覧

(令和5年8月1日現在)



ご利用に当たっての注意事項

- この資料は令和5年8月1日時点の、広島県及び県内各市町における、民間住宅に関する支援制度を取りまとめたものです。
- ご自宅の新築や改修、耐震診断等を検討される際にご活用ください。
- 先着順で申し込みを行う制度等、既に受付を終了しているもの、まだ受付を開始していないものを含む場合があります。
- 各制度の詳細な内容については、各事業主体の担当窓口までお問い合わせください。

自治体名	支援制度名	制度の概要	支援制度について掲載しているHPアドレス	支援制度担当窓口等	
				所属名	連絡先
大崎上島町	大崎上島町新築・改築助成金交付事業	地域経済の活性化及び町民の住環境の向上のために、地元業者を利用して自己が居住する住宅の新築・改築の工事をする方に助成金を交付する。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	大崎上島町小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽設置者に対し、補助金を交付する。		保健衛生課	0846-62-0303
大崎上島町	木造住宅耐震診断補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の耐震診断を行う者に対し、診断に掛かる費用の一部を補助する。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	木造住宅耐震改修補助事業	自らが所有する木造戸建住宅又は店舗併用住宅の耐震改修を行う者に対し、改修工事に掛かる費用の一部を補助する。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	大崎上島町空き家活用助成金交付事業	入居予定が確定している町内に存する空き家を改修しようとする所有者及び入居予定者に対し、改修工事に掛かる費用の一部を補助する。		建設課	0846-65-3124
大崎上島町	大崎上島町空き家活用奨励金交付事業	「大崎上島町空き家活用助成金交付事業」により空き家を改修した所有者に対し、奨励金として10万円を支給する。		建設課	0846-65-3124
世羅町	木造住宅耐震診断費補助制度	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ最高2万円の助成	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	建設課	0847-22-5309
世羅町	木造住宅耐震改修工事費補助制度	戸建木造住宅に対し、耐震改修工事に係る費用の1/3かつ最高30万円の助成	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	建設課	0847-22-5309
世羅町	住宅リフォーム補助事業	リフォーム工事を行う者に対して工事費の1割を補助する。 三世帯同居世帯は上限50万円 一世代及び二世帯同居については上限30万円	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	建設課	0847-22-5309
世羅町	移住者等住宅支援事業	世羅町空き家バンクに登録している物件を購入する移住者等に対して、購入費用の1/5限度額60万円に条件を満たす方には奨励額20万円を加えた最大80万円を補助。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	企画課	0847-22-3206
世羅町	空き家情報バンク登録促進事業	世羅町空き家バンクに登録する物件の家財道具等の処分を行う所有者等に対して、対象経費の一部を助成。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	企画課	0847-22-3206
世羅町	浄化槽設置整備事業補助制度	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	町民課	0847-22-0533
世羅町	再生可能エネルギー設備設置費補助事業	太陽光発電設備、太陽熱利用装置、又は木質バイオマス燃焼機器を設置する者に対し、設備購入及び設置費用の一部を助成する。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	町民課	0847-22-4513
世羅町	飲料水施設整備補助金	上水道給水区域外において、自ら居住する住宅への飲料水の供給のためにボーリング又は掘井戸を施工する者に対し、補助金を交付する。	http://www.town.sera.hiroshima.jp/	上下水道課	0847-22-0533
神石高原町	浄化槽設置補助制度	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。	http://www.iinsekigun.jp/	環境衛生課	0847-89-3336
神石高原町	ベレットストーブ等購入補助事業	ベレットストーブや薪ストーブ設置者に対し設備購入設置費用を助成する。	http://www.iinsekigun.jp/	環境衛生課	0847-89-3336
神石高原町	空き家及び住宅改修補助金交付事業	空き家バンク登録物件を購入したIJU（移住者、自宅を改修するUターン者、新婚定住者などが、自宅改修工事をする場合、50万円以上の改修工事費の1/2（上限50万円まで）を補助する。	http://www.iinsekigun.jp/	未来創造課	0847-89-3332
神石高原町	町有林樹木無償譲渡事業	町内に住宅を新築し居住する場合、町有林の樹木を提供する。	http://www.iinsekigun.jp/	総務課	0847-89-3330
神石高原町	子育て応援住宅等取得支援事業補助金	子育て世帯・新婚世帯・新規転入者が、町内に新たに住宅を取得（新築・購入）する場合、最高150万円を予算の範囲内で助成する。	http://www.iinsekigun.jp/	未来創造課	0847-89-3332
神石高原町	木造住宅耐震診断費補助	戸建木造住宅に対し、耐震診断に係る費用の2/3かつ最高4万円の助成	http://www.iinsekigun.jp/	建設課	0847-89-3338
神石高原町	空家解体撤去事業補助金	空き家の解体を支援するため、解体撤去費用に対して最高50万円を補助する。	http://www.iinsekigun.jp/	建設課	0847-89-3338